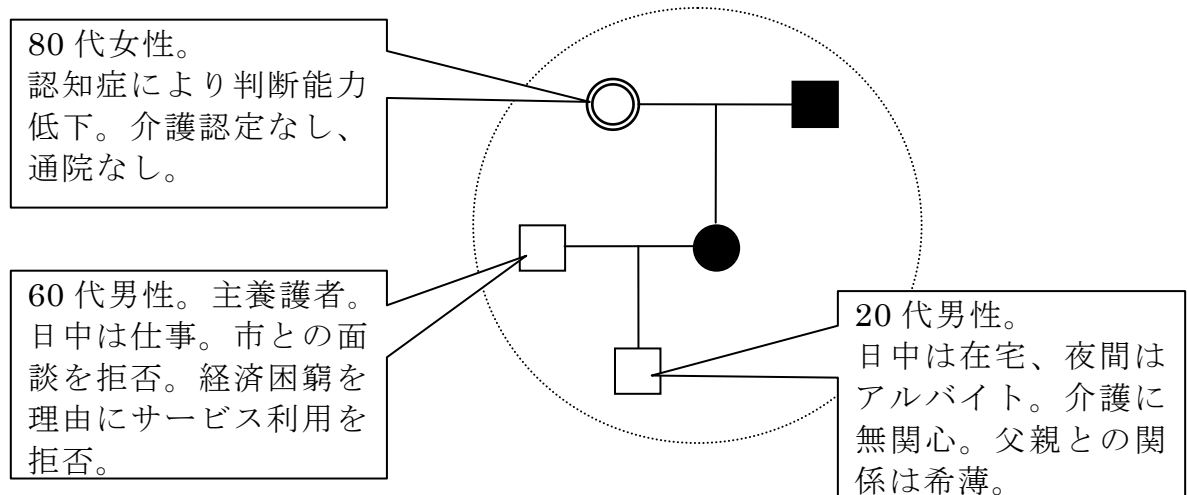


事例 長女の夫（同居）による身体暴力、介護放棄、金銭搾取



通報の経緯

住宅管理業者から、近隣住民から相談を受けたとして通報。数ヶ月前に、警察から、徘徊高齢者として連絡を受けていた高齢者であった。

虐待の内容

顔面に複数のあざと切り傷、両腕に皮膚剥離。食事摂取も最低限と思われ、清潔も保たれていない。

養護者は「金がかかることはできない」「(本人の年金は) 家計を助けてもらっているから使うことはできない」とサービス利用を拒否。孫は、「もうぼけてるから」と本人を邪魔そうに乱暴に扱う。

対応

初めは、主養護者と接触できず、立入調査について警察と相談。市と地域包括支援センターにて訪問を繰り返すなか、倒れている本人を発見し、救急搬送。

医師から虐待の疑いありと判断を受け、介護認定申請（結果要介護5）と同時に、老人福祉法に基づく措置で緊急的にショートステイを利用する。

主養護者は、本人の施設入所については認めるが、経済困窮のため、本人の年金を使うことは拒否。弁護士と相談し、成年後見制度利用を検討。

主養護者との面談を繰り返すなかで、経済的な相談にも応じ、施設利用料の支払いについて同意を得たため、措置解除。契約での施設入所となる。